世田谷区告示第７１９号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成１４年３月世田谷区規則第４５号）第５条第２項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和８年１０月１５日から１５日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１０月１５日

世田谷区長　保　坂　展　人

１　指定番号

４５－Ｇ４７６－０１

２　一部を廃止する起終点

（旧）世田谷区喜多見五丁目２９６０番１地先無番から２９６３番１地先無番まで

（新）世田谷区喜多見五丁目２９５９番地先無番から２９６３番１地先無番まで

３　廃止の期日

令和８年１０月１５日

案　内　図

＋＋＋＋	一部廃止する区管理道路線

街区	喜多見五丁目２４番